

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第1項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 3 月 4 日

株式会社メディカルネット

2020年3月4日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
株式会社メディカルネット
代表取締役会長CEO 平川 大

吸收合併に係る事後開示書面

当社は、2019年8月29日付、2019年10月30日付および2019年11月26日付でプランネットワークス株式会社（以下「プランネットワークス」といいます。）との間で締結した吸收合併契約書に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、プランネットワークスを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行いました。

本件吸收合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年2月1日

2. 吸收合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）反対株主の差止請求手続きについて（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に従い、吸收合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第785条）

吸收合併消滅会社は、会社法第785条第3項の規定に従い、2020年1月10日付で吸收合併消滅会社の株主に対し本件吸收合併をする旨ならびに吸收合併存続会社の商号および住所の通知を行いましたが、同条第1項の規定に基づき株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

（3）新株予約権買取請求手続きについて（会社法第787条）

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

（4）債権者異議手続きについて（会社法第789条）

吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定に従い、2019年12月27日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸收合併に対する異議申述の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）
吸収合併存続会社においては、本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）
吸収合併存続会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 10 日付で電子公告において、本件吸収合併をする旨ならびに吸収合併存続会社の商号および住所の公告を行いました。なお、吸収合併存続会社においては、本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、吸収合併存続会社の株主による株式の買取請求はありません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）
吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2019 年 12 月 27 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
吸収合併存続会社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、本件吸収合併契約に基づき、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2020 年 3 月 16 日（予定）
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
吸収合併存続会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件吸収合併に反対する旨を通知した吸収合併存続会社の株主はいませんでした。

以上

別紙 ブランネットワークスの事前開示書面に記載された事項

次頁以降に記載のとおりです。

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第1項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2019 年 12 月 18 日

ブランネットワークス株式会社

2019年12月18日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

ブランネットワークス株式会社

代表取締役 齋藤 淳

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく書面)

当社は、2019年8月29日付、2019年10月30日付および2019年11月26日付で株式会社メディカルネット（以下「メディカルネット」といいます。）との間で締結した吸收合併契約書に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、メディカルネットを吸收合併存続会社、当社を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり吸收合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2019年8月29日付、2019年10月30日付および2019年11月26日付で当社とメディカルネットとの間で締結した吸收合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は、当社への出資比率が90.04%であるメディカルネットの子会社であることから、本合併により、メディカルネットが本合併の直前時点の株主に、当社の普通株式1株に対して33円の金銭を交付いたします。

当社は、本合併に用いられる対価の算定にあたって、非上場会社である当社の株式価値については2019年10月時点の簿価純資産額をもとに簿価純資産法により算定し、その結果を総合的に勘案し、当社とメディカルネットとの間で協議のうえ決定いたしました。

3. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号） 該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1） 吸收合併存続会社についての事項

（ア） 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）

メディカルネットの最終事業年度（2018年6月1日～2019年5月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

（イ） 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ロ） 該当事項はありません。

（ウ） 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

メディカルネットは、2019年7月12日付および2019年9月25日付で自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により自己株式を取得しております。

【取得の内容】

① 2019年7月12日付	
(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	807,600 株
(3) 株式の取得価額の総額	461,139,600 円
(4) 取得日	2019年7月12日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)による買付け
② 2019年9月25日付	
(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	716,500 株
(3) 株式の取得価額の総額	335,322,000 円
(4) 取得日	2019年9月25日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)による買付け

- (2) 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第182条第6項第2号）
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併後のメディカルネットの資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後のメディカルネットの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、メディカルネットの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後におけるメディカルネットの債務について履行の見込みがあると判断しております。

以上



吸收合併契約書

ブランネットワークス株式会社（以下「甲」という）と株式会社メディカルネット（以下「乙」という）とは、甲の有する権利義務の全てを乙に承継させる吸收合併（以下「本吸收合併」という）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸收合併）

存続会社である甲は、吸收合併の方法により、甲の有する権利義務の全てを消滅会社である乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸收合併にかかる消滅会社及び存続会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| ① 消滅会社（甲） | 商号：ブランネットワークス株式会社
住所：東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号 |
| ② 存続会社（乙） | 商号：株式会社メディカルネット
住所：東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号 |

第3条（効力発生日）

本吸收合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2019年11月1日とする。ただし、必要に応じて、効力発生日の前日までの間は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（吸收合併に際して交付する金銭等の内容および額）

乙は、本吸收合併に際して、現金総額金2,182,800円を、第3条に定める効力発日前日最終の甲の株主名簿に記載された甲の株主に対して、以下の割合で割当て、交付する。

- ・甲株式1株に対して現金1,360円の割合

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸收合併により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----|
| ① 資本金 | 金0円 |
| ② 資本準備金 | 金0円 |
| ③ 利益準備金 | 金0円 |

第6条（株主総会の決議）

1. 会社法第783条第1項（吸收合併契約等の承認等）の規定により消滅会社である甲に必要とされる株主総会の決議は、同法784条第1項（略式組織再編）の規定により省略する。
2. 会社法第795条第1項（吸收合併契約等の承認等）の規定により存続会社である乙に必要とされる株主総会の決議は、同法796条第2項（簡易組織再編）の規定により省略する。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第8条（従業員の処遇）

乙は、効力発生日において甲が雇用する全従業員を乙の従業員として引き続き雇用する。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸收合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸收合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年8月29日

甲 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
プランネットワークス株式会社
代表取締役 斎藤 淳



乙 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
株式会社メディカルネット
代表取締役 平川 大





契約変更の覚書

プランネットワークス株式会社（以下「甲」という）と株式会社メディカルネット（以下「乙」という）とは、次のとおり原契約変更の覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（原契約）

本覚書において「原契約」とは、甲乙間で締結した次の契約を総称する。なお、本覚書中の用語については、本覚書中に別段の定めがある場合を除き、原契約中の定義が適用される。

- ・ 2019年8月29日付「吸収合併契約書」

第2条（現状の確認）

甲及び乙は、現状において、原契約9条（本契約の変更及び解除）に規定する「本契約の目的達成が困難になったとき」に該当することを相互に確認する。

第3条（契約の変更）

1. 甲及び乙は、前条における相互の確認に基づいて、原契約第3条（効力発生日）に規定する効力発生日である2019年11月1日を、2020年2月1日と変更する。
2. 前項に定める変更以外において、原契約を変更しない。但し、原契約第9条は引き続き効力を有することとし、同条の規定する「効力発生日」とは、前項で新たに定めた効力去発生日を適用する。

以上、本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年10月30日

甲 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
プランネットワークス株式会社
代表取締役 斎藤 淳



乙 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
株式会社メディカルネット
代表取締役 平川 大



収入印紙

日本政府
40,000円

契約変更の覚書

プランネットワークス株式会社（以下「甲」という）と株式会社メディカルネット（以下「乙」という）とは、次のとおり原契約変更の覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（原契約）

本覚書において「原契約」とは、甲乙間で締結した次の契約を総称する。なお、本覚書中の用語については、本覚書中に別段の定めがある場合を除き、原契約中の定義が適用される。

- ・ 2019年8月29日付「吸収合併契約書」

第2条（現状の確認）

甲及び乙は、現状において、原契約9条（本契約の変更及び解除）に規定する「その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき」に該当することを相互に確認する。

第3条（契約の変更）

1. 甲及び乙は、前条における相互の確認に基づいて、原契約第4条（吸収合併に際して交付する金銭等の内容および額）の規定を、下記のとおり変更する。

記

第4条（吸収合併に際して交付する金銭等の内容および額）

乙は、本吸収合併に際して、現金総額金52,965円を、第3条に定める効力発生日前日最終の甲の株主名簿に記載された甲の株主に対して、以下の割合で割当て、交付する。

- ・甲株式1株に対して現金33円の割合

以上

2. 前項に定める変更以外において、原契約を変更しない。但し、甲乙間で締結した2019年10月30日付「契約変更の覚書」は、引き続き効力を有し、本覚書にも適用される。

以上、本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年11月26日

甲 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
プランネットワークス株式会社
代表取締役 斎藤 淳



乙 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
株式会社メディカルネット
代表取締役 平川 大



(添付書類)

事業報告(2018年6月1日から)
(2019年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しているものの、海外の政治、経済動向に懸念が残るなど、先行き不透明な状況が続いております。

広告業界におきましては、2018年の広告市場の総広告費及び当社グループが関連するインターネット広告市場における広告費は、ともに増加傾向にありました。広告市場の総広告費は、6兆5,300億円（前年比2.2%増）、インターネット広告市場における広告費は、1兆7,589億円（前年比16.5%増）となりました（株式会社電通「2018年日本の広告費」）。

また、当社グループが属しておりますインターネット附随サービス業におきましても、当連結会計年度の売上高がすべての月において前年を上回る水準で推移しております（経済産業省「特定サービス産業動態統計月報（2019年4月分）」）。

一方、当社グループの事業領域である歯科市場においては、歯科診療医療費が2兆9,152億円（前年比1.4%増 厚生労働省「平成29年度 医療費の動向」）、歯科診療所は68,485施設（厚生労働省「医療施設動態調査（2019年4月末概数）」）となり、インプラントやホワイトニング等の自費診療の普及や口腔衛生意識の高まりもあったものの、歯科診療医療費の伸び悩みや歯科医院の過当競争の進展により厳しい状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループは、基幹事業であるメディア・プラットフォーム事業の効率化を推し進めるとともに顧客満足度の向上を図るためスマートフォン広告の拡充、新たなサービス構築に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,236,114千円（前年比28.5%増）、営業利益は176,078千円（前年比15.3%増）、経常利益は182,813千円（前年比18.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は102,246千円（前年比16.0%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

① メディア・プラットフォーム事業

当社グループの基幹事業であるメディア・プラットフォーム事業においては、歯科分野、美容・エステ分野、子育て支援分野に特化したポータルサイトを運営しております。当事業が関連するインターネット広告市場における広告費は1兆7,589億円（前年比

16.5%増）と拡大基調にあるものの（株式会社電通「2018年日本の広告費」）、歯科分野では、歯科診療医療費の伸び悩みや歯科医院の過当競争の進展により厳しい状況が続きました。

美容・エステ分野では、参入企業の多くは不採算店舗を整理・統合し、既存店舗の収益強化を重視する事業展開を継続しております。既存店舗はリニューアルを積極的に進め、より条件の良い立地へのリニューアル移転を行うなどしているものの、2018年のエステティックサロン総市場規模は3,587億円（前年比0.2%増）と微増推移となりました（株式会社矢野経済研究所「2019年版 エステティックサロンマーケティング総鑑」）。

こうしたなか、美容整形専門サイト「気になる！美容整形・総合ランキング」、エステ専門サイト「エステ・人気ランキング」等のポータルサイトの収益化を目指しました。また、当社グループが運営する各ポータルサイトの認知度の向上を図るとともに引き続きスマートフォン広告の拡充を進め、新たなサービスの提供を実現するための体制を整備してまいりました。この結果、美容・エステ分野においてはポータルサイトへの広告出稿につきましては厳しい状況が続いており、「エステ・人気ランキング」の売上高は前年比29.9%減、「気になる！美容整形・総合ランキング」の売上高は前年比4.3%減となるなど前年比では減少いたしました。また、前年は好調に推移した歯科分野においても、Googleのアルゴリズムの変動や医療法改正による広告規制の強化の影響等により、主力サイトの「インプラントネット」の売上高は前年比12.1%減、「矯正歯科ネット」の売上高は前年比3.5%減となるなど前年比で減少いたしました。

また、女性たちの「キレイになりたい！」をサポートする美容サイト「美LAB.」や“妊娠時～6歳児までのお子さんをお持ちのママ”をターゲットとしたママ向け子育て情報サイト「まんまみーあ」、ママの子育て公開アプリ「Moopen」の収益化を図ってまいりました。しかしながら、媒体価値向上のための投資等が先行し、早期の収益化を見込むことが困難であると判断するに至り、2018年11月30日をもって、「美LAB.」、「Moopen」のサービスを終了することといたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は860,333千円（前年比6.7%減）、セグメント利益は560,435千円（前年比1.8%増）となりました。

② 医療機関経営支援事業

医療機関経営支援事業においては、SEM及び事業者向けホームページ制作・メンテナンスのサービスの提供や、他社Web商材・リアル商材の販売代理及びタイにおいて歯科医院運営を行っております。また、2018年12月より株式会社オカムラを連結子会社化し、歯科医院に関する器材ほか器具、薬品一式の販売を行っております。

SEMサービスにおいては、2016年に初めて1兆円を超えたインターネット広告媒体費は2017年に続き、2018年も好調に推移いたしました。このうち、運用型広告市場規模は、メ

ディア側において予約型広告から運用型広告へのシフトがさらに進んだ結果、1兆1,518億円（前年比22.5%増）となりました（株式会社電通「2018年日本の広告費」）。

こうしたなか、当社におきましては運用型広告へのシフトが進んだことによる市場規模の拡大の影響を受け、リスティング広告運用代行サービスのクライアント数が増加し、売上高は前年比で増加いたしました。一方、SEOサービスにおいては、複数キーワードへの対策結果を短期的に求めることが難しい仕組みへと変化したことにより、比較的効果の現れやすい検索連動広告をSEO対策に代わる手法として求めるクライアントが増えております。そのようななか、Googleなどの検索エンジンで利用されているアルゴリズム（検索キーワードに対して最適なページを判定するための処理手順）への対応の効果が安定せず、売上高は前年比で減少いたしました。

事業者向けホームページ制作・メンテナンスサービスにおいては、インターネット広告制作費は3,109億円（前年比7.7%増）となり（株式会社電通「2018年日本の広告費」）、ワンストップソリューションサービスの一環である事業者向けホームページ制作・メンテナンスは販売強化の結果もあり、売上高は前年比で増加いたしました。

販売代理及び歯科器材販売においては、当社独自のサービスと関連性のある他社Web商材・歯科医療機器・材料の販売及び歯科医院経営支援サービスの営業活動を積極的に行っており、売上高は前年比で増加いたしました。

また、歯科業界における事業の多角化を見据え、新たな事業への先行投資として貸付を行っております。

歯科医院運営においては、連結子会社のMedical Net Thailand Co., Ltd.において、2017年9月よりタイ・バンコクで歯科医院（ゆたかデンタルクリニック）を運営しております。在バンコクの日系企業へ積極的に検診実施の営業活動を行い、また、在バンコクの邦人コミュニティーへ積極的に働きかけることにより患者数の増加に努めた結果、売上高は増加傾向にあります。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,306,731千円（前年比85.1%増）、セグメント損失は9,858千円（前年は、セグメント損失17,433千円）となりました。

③ 医療BtoB事業

医療BtoB事業においては、連結子会社のブランネットワークス株式会社において、歯科医療従事者と歯科関連企業等をつなぐポータルサイトの運営を中心にリサーチ、コンベンションの運営受託、広告ソリューションの提供等、様々なサービスを提供しております。なお、MR（製薬会社の医薬情報担当者）向けの高級弁当販売のプラットフォームを弁当製造販売業者へ提供しておりましたが、2018年5月21日付で同事業を売却しております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き組織体制の強化や歯科関連企業への積極的なプロモーション活動に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は70,902千円（前年比56.5%減）、セグメント損失は29,053千円（前年は、セグメント損失20,705千円）となりました。

④ その他

管理業務受託事業においては、経理、人事総務等の管理業務を受託し、サービスを提供しております。

当連結会計年度の売上高は4,309千円（前年比22.8%減）、セグメント利益は4,309千円（前年比30.5%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

調達金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが関連するインターネット広告市場における広告費は、増加傾向が継続する予想されます。その一方、当社グループの事業領域である歯科市場においては、歯科診療医療費の伸び悩みや歯科医院の過当競争の進展により厳しい状況が続いていると予想されます。

そのような経営環境のなか、当社グループは、持続的かつ安定的な発展と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① 既存事業の拡大

当社グループは、歯科分野、美容・エステ分野において、専門ポータルサイト運営を中心ウェブマーケティングを提供しており、提供するサービスの付加価値向上と当社グループ運営サイトのメディア価値向上が課題であると認識しております。

当社グループが、持続的かつ安定的に発展するためには、インターネットの急速に進化する利用環境や多様化する活用手段に対応しながら、サイトの機能及びコンテンツの拡充を進めていくことが不可欠であります。

また、PC、スマートフォン及びタブレット等のあらゆる端末に対応し、有料契約数の拡充とサイト集客力の向上により、サイトのメディア価値ひいては収益力の向上に努め、既存事業の拡大を図ってまいります。

② 収益モデルの多様化

現在の当社グループの主な収益モデルは歯科分野、美容・エステ分野における広告収入モデルであります。2018年のインターネット広告市場における広告費は、前年比16.5%増の1兆7,589億円と増加傾向が続いておりますが（株式会社電通「2018年日本の広告費」）、一般的に広告市場は景気の影響を受けやすく、また、昨今のインターネットの利用環境及び活用手段の変化により、インターネット広告サービスのビジネスモデルは急速に変化しております。

このため、当社グループでは、従来の収益モデルに加え、インターネット関連企業又は歯科関連企業との提携等も含め新たな収益モデルへの取り組みとして、ブランネット

ワークス株式会社を連結子会社化しております。同社は、歯科医療従事者と歯科関連企業等をつなぐBtoBポータルサイトの運営を行っており、会員を基盤としたリサーチやコンベンション運営受託サービス等を営んでおります。

また、2018年12月より、株式取得により株式会社オカムラを連結子会社化し、歯科器材販売事業を開始いたしました。今後、株式会社オカムラのすでに取引のあるクライアントに加え、当社グループのクライアントである歯科医院に対しても歯科器材や器具・薬品一式の販売をすることにより事業を拡大させ、当社グループがインターネットを活用し培ってきたサービスと融合させ、より良い歯科医療環境の実現を目指してまいります。

さらに、当社グループの収益モデルの多様化並びに継続的な成長を図るため、これら新たな取り組み以外にも新規事業の開発を積極的に推し進めてまいります。

③ 国際展開への取り組み

持続的かつ安定的な事業成長を遂げていくためには、既存の事業の拡大に加え、海外での事業展開、新規事業を創出していくことが重要であります。

当社グループは、既存ビジネスで培ってきた「強み」を活用した事業領域の拡大に努めるとともに、積極的な投資を実行し新たな事業を創出していくことで、事業拡大を図ってまいります。

当社グループの売上の大半を占める歯科業界において世界的なネットワークを持つデンタルトリビューンインターナショナル（以下、DTI）と業務提携をしております。DTIは、世界をリードする歯科業界向けの複数のメディアで構成されており、ラインナップは印刷物とデジタル・教育媒体を中心に、現在130以上の印刷出版物と複数のデジタルメディアと併せ、90か国、25言語以上、65万人以上の歯科医師に対してアプローチしております。DTIの活動には、生涯研修プログラムをはじめ学術大会及び展示会の運営も行っております。

FDIや、APDF、APCD、ERO、ICOI、IDM及びIFDEAなどの主要国の歯科組織のオフィシャル・メディア・パートナーとして、DTIは真にグローバルな歯科ネットワークの拡大を推進しサポートしております。歯科専門家の結束を図り、その知識と構想を世界に広めることによって、DTIは歯科医学界の進歩と研究を積極的に推進することを目指しております。

本提携により、当社グループは、DTIの世界戦略のなかで重要視している日本の総代理店としてデンタルトリビューンジャパンを運営し、DTIのグローバルネットワークを活用し、日本のみならず世界に対して情報を発信、また、海外の著名な先生を講師としたeラーニング事業やデンタルトリビューンブランドを活用したシンポジウム事業も行っていくことで、国際展開に取り組んでまいります。

また、連結子会社であるMedical Net Thailand Co., Ltd.において、タイ・バンコクで歯科医院を運営しております。タイでの歯科医院運営を皮切りに、海外諸国において日本の先進歯科治療の普及に努めると同時に、事業化を行い新たなマーケットの拡大に取り組んでまいります。

(注) FDI : Fédération dentaire internationale

APDF : Asia Pacific Dental Federation

APCD : Asia Pacific Dental Congress

ERO : European Regional Organisation of the World Dental Federation

ICOI : International Congress of Oral Implantologists

IDM : International Dental Manufacturers

IFDEA: International Federation of Dental Educators and Associations

④ 経営管理の強化

当社グループは、小規模な組織であり、管理体制も規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい管理体制と情報管理の強化及び人材の確保・育成が重要課題であると認識しております。

そのため、内部統制システムを含む管理体制の一層の強化及び事務所への入退出管理やコンピューターネットワークのセキュリティ強化等の情報管理の徹底並びに幅広い人材採用活動や人事制度、教育研修制度の充実による高い専門性を有する人材の確保・育成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第15期 2016年5月期	第16期 2017年5月期	第17期 2018年5月期	第18期 (当連結会計年度) 2019年5月期
売 上 高 (千円)	1,482,420	1,480,916	1,740,694	2,236,114
経 常 利 益 (千円)	176,678	124,748	154,846	182,813
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	186,020	82,390	88,141	102,246
1株当たり当期純利益 (円)	34.54	15.30	16.36	18.98
総 資 産 (千円)	1,668,399	1,771,473	1,884,932	2,051,134
純 資 産 (千円)	1,450,623	1,515,321	1,552,611	1,642,322
1株当たり純資産額 (円)	265.21	277.58	287.02	303.66

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第15期 2016年5月期	第16期 2017年5月期	第17期 2018年5月期	第18期 (当事業年度) 2019年5月期
売 上 高 (千円)	1,273,277	1,352,864	1,604,857	1,528,172
経 常 利 益 (千円)	214,540	132,123	194,030	236,523
当 期 純 利 益 (千円)	100,693	88,152	137,101	49,125
1株当たり当期純利益 (円)	18.69	16.37	25.45	9.12
総 資 産 (千円)	1,640,932	1,755,533	1,958,184	1,872,453
純 資 産 (千円)	1,438,565	1,510,928	1,637,511	1,673,796
1株当たり純資産額 (円)	267.07	280.51	304.01	310.75

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
プランネットワークス株式会社 (注) 1	111,016千円	90.04%	医療BtoB事業
Medical Net Thailand Co., Ltd.	13,320千円	49.00%	歯科医院運営
株式会社オカムラ (注) 2	20,000千円	100.00%	歯科器材販売

(注) 1. 2018年8月29日付にて、当社がプランネットワークス株式会社に追加出資したことにより、同社に対する持分比率が増加しております。

(注) 2. 2018年12月3日に株式会社オカムラの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 主要な事業内容（2019年5月31日現在）

セグメント	事業内容
メディア・プラットフォーム事業	歯科分野、美容・エステ分野などポータルサイト、アプリを通して、生活者に有益な情報を提供 ・ポータルサイト運営（歯科・美容）
医療機関経営支援事業	歯科医院経営をトータルサポート ・S E M ・ホームページ制作 ・開業・事業譲渡サポート ・医院経営支援 ・歯科医院経営（Thailand） ・歯科器材販売
医療BtoB事業	歯科医療従事者を会員とする会員制サイトの運営、歯科関連企業等向けのリサーチ及びコンベンション運営の受託等

(7) 主要な営業所 (2019年5月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
大阪支社	大阪市中央区
福岡支社	福岡市東区

② 子会社

名称	所在地
プランネットワークス株式会社	東京都渋谷区
Medical Net Thailand Co., Ltd.	タイ国バンコク
株式会社オカムラ	東京都福生市

(8) 使用人の状況 (2019年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
メディア・プラットフォーム事業	21名	11名減
医療機関経営支援事業	53名	12名増
医療BtoB事業	6名	2名減
全社（共通）	22名	5名増
合 計	102名	4名増

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. メディア・プラットフォーム事業の使用人数が前期末と比べて11名減少し、医療機関経営支援事業の使用人数が12名増加いたしましたのは、組織変更に伴うものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名（3名）	4名減（1名減）	37.9歳	3.8年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2019年5月31日現在)

借入先	借入金額
多摩信用金庫	74,181千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年12月より株式会社オカムラを連結子会社化し、歯科医院に関する器材ほか器具、薬品一式の販売を行っております。

2. 会社の株式に関する事項（2019年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,386,385株（自己株式115株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 4,773名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
早川 亮	985,400株	18.29%
エムスリー株式会社	807,600株	14.99%
早川 竜介	291,880株	5.42%
平川 裕司	161,080株	2.99%
平川 大	139,080株	2.58%
株式会社光通信	123,200株	2.29%
山本 大助	110,000株	2.04%
上杉 淳司	81,800株	1.52%
平川 裕貴	66,960株	1.24%
平川 優佳	66,960株	1.24%

（注）持株比率は自己株式（115株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	平川 大	ビジネスディベロップメント本部担当 プランネットワークス株式会社取締役 Medical Net Thailand Co., Ltd. 取締役 株式会社オカムラ取締役
代表取締役社長COO	平川 裕司	管理本部担当 Medical Net Thailand Co., Ltd. 取締役 プランネットワークス株式会社取締役
取 締 役	早川 亮	
取 締 役	早川 竜介	ソリューションセールス事業部担当 プランネットワークス株式会社取締役 株式会社アール・エム・シー取締役 リュウ・メディカルセンター・グループ株式会社代表取締役
取 締 役	石井 貴久	ドクターサポート事業部担当 株式会社ガイドメント代表取締役
取 締 役	槌屋 英二	エムスリー株式会社取締役
常 勤 監 査 役	中西 弘幸	プランネットワークス株式会社監査役 株式会社オカムラ監査役
監 査 役	中村 泰正	弁護士・司法書士 弁護士法人NYリーガルパートナーズ代表社員 司法書士法人日本橋合同事務所代表社員
監 査 役	高 敏 晴	公認会計士 Green Earth Institute株式会社監査役 特定非営利活動法人Youth for 3.11監事 一般社団法人日本生産技能労務協会監事 株式会社サイフューズ監査役 株式会社ミルテル監査役 Repatoire Genesis株式会社監査役

- (注) 1. 取締役槌屋英二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役中村泰正氏及び高敏晴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役中村泰正氏は弁護士・司法書士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役高敏晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 代表取締役会長CEO平川大氏は、代表取締役社長COO平川裕司氏の弟であります。
 6. 取締役早川亮氏と取締役早川竜介氏の間に、親族関係はありません。
 7. 2018年8月30日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、黒川雄二氏は監査役を退任いたしました。
 8. 監査役中村泰正氏、高敏晴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (一名)	63,781千円 (一千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,714千円 (3,612千円)
合計	9名	73,495千円

- (注) 1. 社外取締役 1名は無報酬であるため、上記人員には含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年8月28日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2009年8月28日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

取締役樋屋英二氏は、エムスリー株式会社の取締役であります。エムスリー株式会社は、当社の発行済株式の14.99%を保有する大株主であります。

監査役中村泰正氏は、弁護士法人NYリーガルパートナーズの代表社員及び司法書士法人日本橋合同事務所の代表社員であります。当社と弁護士法人NYリーガルパートナーズ及び司法書士法人日本橋合同事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役高敏晴氏はGreen Earth Institute株式会社の監査役、特定非営利活動法人Youth for 3.11の監事、一般社団法人日本生産技能労務協会の監事、株式会社サイフューズの監査役、株式会社ミルテルの監査役、Repatoire Genesis株式会社の監査役であります。当社と株式会社ミルテルとの間では資本業務提携契約を締結しております。Green Earth Institute株式会社、特定非営利活動法人Youth for 3.11、一般社団法人日本生産技能労務協会、株式会社サイフューズ、Repatoire Genesis株式会社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

主な活動状況	
取締役 梶屋 英二	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、主に経営管理等の観点から、議案審議に必要な意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
監査役 中村 泰正	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、また、監査役会15回のすべてに出席し、必要に応じて取締役に報告を求め、主に弁護士の立場としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役 高 敏晴	2018年8月30日以降に開催された取締役会13回すべてに、また、2018年8月30日以降に開催された監査役会10回すべてに出席し、必要に応じて取締役に報告を求め、主に公認会計士の立場としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 22,287千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,287千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針について決議しており、その内容及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下、「MNグループ」という。）は、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範等の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針としてMNグループ経営方針を定め、取締役及び従業員はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
- ② 管理本部部門長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。
- ③ 管理本部部門長及び外部の顧問弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度の利用を促進し、法令等の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに公益通報者に対する保護も図る。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定め、不当要求等を断固拒絶するため、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に活動するものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

(3) MNグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
- ② リスクに関する総括責任者を管理本部部門長とし、管理本部においてリスク情報を集約し、リスクを総括的に管理する。また、特定のリスクが発生した場合、又はその発生が予想される場合は、必要に応じてリスク対策室を設置し、当該リスクに対して迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督する。
- ② 取締役及び従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の社長は、重要事項については、当社と緊密な連絡相談を行うこととし、子会社に対して適切な経営管理を行う。
- ② 内部監査担当が、子会社の内部監査を実施することにより、MNグループ全体の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当である従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。また、当該従業員の人事については、監査役の意見を尊重する。

(7) MNグループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

- ① 重要な決裁書類は、全て監査役の閲覧に供する。
- ② 取締役及び従業員は、「監査役会規則」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - i MNグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題
 - ii その他MNグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の報告をしたMNグループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 取締役、内部監査担当、会計監査人は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に、又は隨時に監査役と意見交換を実施する。

(11) 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を18回開催しており、経営上の重要事項を決定しております。なお、「取締役会規則」等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

取締役会の資料及び議事録は法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」等に基づき、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。

③ 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人並びに内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行について監査しております。

④ リスク管理について

不測の事態や危機の発生時における損失を最小限にとどめるため、「事業継続計画書」、「リスク管理規程」を制定しリスクマネジメント体制の強化に努めています。

⑤ コンプライアンスについて

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンスをテーマとしたミーティングを実施しております。

⑥ 内部監査体制について

内部監査年間計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,596,314	流動負債	340,644
現金及び預金	1,042,561	買掛金	123,135
売掛金	442,305	1年以内返済予定の長期借入金	23,158
商品	22,506	未払法人税等	4,726
その他	108,913	その他	189,623
貸倒引当金	△19,972	固定負債	68,167
固定資産	454,820	長期借入金	68,167
有形固定資産	37,071		
建物附属設備	21,928	負 債 合 計	408,812
その他	15,142		
無形固定資産	173,232	(純資産の部)	
のれん	161,226	株主資本	1,634,953
その他	12,005	資本金	286,034
投資その他の資産	244,517	資本剰余金	233,785
長期貸付金	59,910	利益剰余金	1,115,221
その他	206,137	自己株式	△87
貸倒引当金	△21,530	その他の包括利益累計額	668
		為替換算調整勘定	668
資 产 合 计	2,051,134	非支配株主持分	6,700
		純 資 产 合 计	1,642,322
		負 債 ・ 純 資 产 合 计	2,051,134

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	2,236,114
売上原価	1,354,746
売上総利益	881,368
販売費及び一般管理費	705,289
営業利益	176,078
営業外収益	
受取利息及び配当金	725
未払配当金除斥益	98
為替差益	449
受取損害賠償金	5,388
その他	1,070
	7,732
営業外費用	
支払利息	998
その他	0
	998
経常利益	182,813
特別利益	
投資有価証券売却益	1,959
事業譲渡益	925
ゴルフ会員権売却益	900
	3,785
特別損失	
訴訟関連費用	1,037
のれんの減損損失	33,520
	34,558
税金等調整前当期純利益	152,039
法人税、住民税及び事業税	26,897
過年度法人税等	15,813
法人税等調整額	6,635
当期純利益	49,346
非支配株主に帰属する当期純利益	102,693
親会社株主に帰属する当期純利益	446
	102,246

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	286,034	233,603	1,023,747	△87	1,543,298
当期変動額					
剰余金の配当			△10,772		△10,772
親会社株主に帰属する当期純利益			102,246		102,246
連結子会社株式の取得による持分の増減		181			181
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	181	91,473	—	91,655
当期末残高	286,034	233,785	1,115,221	△87	1,634,953

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,067	656	2,724	6,588	1,552,611
当期変動額					
剰余金の配当					△10,772
親会社株主に帰属する当期純利益					102,246
連結子会社株式の取得による持分の増減					181
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,067	12	△2,055	111	△1,943
当期変動額合計	△2,067	12	△2,055	111	89,711
当期末残高	—	668	668	6,700	1,642,322

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

i 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 ブランネットワークス株式会社
Medical Net Thailand Co., Ltd.
株式会社オカムラ

上記のうち、株式会社オカムラについては、株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

ii 非連結子会社 有限会社アーク

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。持分法を適用していない非連結子会社（有限会社アーク）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社オカムラの決算日は、5月20日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、5月21日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに構築物については定額法）を採用しております。

ii 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しいものについては、発生時に一括償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

89,324千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	5,386,500	—	—	5,386,500

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年8月30日 定時株主総会	普通株式	10,772	2	2018年5月31日	2018年8月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,772	2	2019年5月31日	2019年8月30日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、投資運用規程に従って定期的に時価を把握し当該リスクを管理しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理とともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,042,561	1,042,561	—
(2) 売掛金	442,305		
貸倒引当金(*1)	△19,972		
	422,333	422,333	—
(3) 長期貸付金(*2)	68,003		
貸倒引当金(*1)	△33		
	67,969	73,424	5,454
資産計	1,532,864	1,538,318	5,454
買掛金	123,135	123,135	—
負債計	123,135	123,135	—

- (*1) 売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 長期貸付金は、連結貸借対照表の「その他」に含めて計上しております、「1年内回収予定の長期貸付金」(8,092千円)を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金の時価は、一定の期間毎に区分した入金予定額をリスクフリーレートで割り引いた現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価について、回収期間ごとに国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	86,720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を注記しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,042,561	—	—	—
(2) 売掛金	421,019	21,285	—	—
(3) 長期貸付金	8,092	15,388	17,516	27,005
合計	1,471,673	36,674	17,516	27,005

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	303円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円98銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2019年7月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議し、2019年7月12日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社とエムスリー株式会社(本社：東京都港区、代表者：谷村格、以下「エムスリー」という。)は、資本提携契約を解消することとなりました。当該契約解消に伴い、エムスリーは当社株式を売却する意向を有しており、当社は当該株式売却による株式市場での需給への影響を回避するとともに、資本効率の向上を図る観点から自己株式の取得を行うこといたしました。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	850,000株(上限) (2019年6月30日時点での発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合15.78%)
③ 株式の取得価額の総額	485,350,000円(上限)
④ 取得日時	2019年7月12日 8時45分
⑤ 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3)による買付け

2. 自己株式取得の実施内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	807,600株
(3) 株式の取得価額の総額	461,139,600円
(4) 取得日	2019年7月12日
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3)による買付け

貸 借 対 照 表

(2019年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,327,598	流動負債	198,656
現金及び預金	967,996	買掛金	20,908
売掛金	265,092	未払金	59,157
貯蔵品	923	未払費用	64,847
前渡金	61,839	未払法人税等	3,376
前払費用	29,128	前受金	22,295
1年以内返済予定の長期貸付金	11,533	預り金	11,154
その他	10,867	その他	16,918
貸倒引当金	△19,781		
固定資産	544,854	負債合計	198,656
有形固定資産	20,111	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	1,673,796
建物	12,584	資本金	286,034
工具、器具及び備品	7,526	資本剰余金	261,034
無形固定資産	11,642	資本準備金	261,034
ソフトウエア	1,659	利益剰余金	1,126,815
その他	9,983	その他利益剰余金	1,126,815
投資その他の資産	513,100	繰越利益剰余金	1,126,815
投資有価証券	86,720	自己株式	△87
関係会社株式	252,938		
破産更生債権等	21,497		
長期貸付金	99,740		
繰延税金資産	23,294		
その他	50,440		
貸倒引当金	△21,530	純資産合計	1,673,796
資産合計	1,872,453	負債・純資産合計	1,872,453

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		1,528,172
売上原価		742,717
売上総利益		785,454
販売費及び一般管理費		565,152
営業利益		220,302
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,193	
業務受託料	15,004	
未払配当金除斥益	98	
その他	51	16,348
営業外費用		
為替差損	127	127
経常利益		236,523
特別利益		
投資有価証券売却益	1,959	
事業譲渡益	925	
ゴルフ会員権売却益	900	3,785
特別損失		
関係会社株式評価損	142,576	142,576
税引前当期純利益		97,732
法人税、住民税及び事業税	26,517	
過年度法人税等	15,813	
法人税等調整額	6,275	48,607
当期純利益		49,125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 合計	繰越利益剰余金 合計				
	資本準備金	資本剰余金 合計								
当期首残高	286,034	261,034	261,034	1,088,462	1,088,462		△87	1,635,444		
当期変動額										
剩余金の配当				△10,772	△10,772			△10,772		
当期純利益				49,125	49,125			49,125		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	38,352	38,352		—	38,352		
当期末残高	286,034	261,034	261,034	1,126,815	1,126,815		△87	1,673,796		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,067	2,067	1,637,511
当期変動額			
剩余金の配当			△10,772
当期純利益			49,125
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,067	△2,067	△2,067
当期変動額合計	△2,067	△2,067	36,284
当期末残高	—	—	1,673,796

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式

　　移動平均法による原価法

ii その他有価証券

　　時価のないもの

　　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

　　最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

　　定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

　　定額法を採用しております。

　　なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前渡金」及び「前払費用」と、「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受金」及び「預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,923千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,894千円
長期金銭債権	41,822千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,212千円
仕入高	1,448千円
販売費及び一般管理費	2,500千円
営業取引以外の取引高	15,519千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	115	-	-	115

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	12,649千円
減価償却の償却超過額	1,607千円
資産除去債務損金不算入	1,426千円
未払費用損金不算入額	1,022千円
一括償却資産損金算入超過額	1,001千円
投資有価証券評価損否認額	4,592千円
未払事業税	993千円
繰延税金資産計	<u>23,294千円</u>
繰延税金資産の純額	23,294千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	勘定科目	期末残高(千円)
子会社	プランネットワークス株式会社	所有直接90.0%	各種業務の受託	業務受託料(注1) 増資の引受	15,004 30,032	未収収益	2,806
子会社	Medical Net Thailand Co., Ltd.	所有直接49.0%	資金の貸付	貸付金の回収 利息の受取	2,304 456	貸付金(注3)	21,560
子会社	株式会社オカムラ	所有直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付(注2) 貸付金の回収 利息の受取	30,000 1,471 59	貸付金(注3)	28,528

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務受託料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金及び長期貸付金が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円12銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2019年7月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議し、2019年7月12日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社とエムスリー株式会社(本社：東京都港区、代表者：谷村格、以下「エムスリー」という。)は、資本提携契約を解消することとなりました。当該契約解消に伴い、エムスリーは当社株式を売却する意向を有しており、当社は当該株式売却による株式市場での需給への影響を回避するとともに、資本効率の向上を図る観点から自己株式の取得を行うこといたしました。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	850,000株(上限) (2019年6月30日時点での発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合15.78%)
③ 株式の取得価額の総額	485,350,000円(上限)
④ 取得日時	2019年7月12日 8時45分
⑤ 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による買付け

2. 自己株式取得の実施内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	807,600株
(3) 株式の取得価額の総額	461,139,600円
(4) 取得日	2019年7月12日
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による買付け

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月17日

株式会社メディカルネット

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村憲一 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディカルネットの2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表8.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年7月11日開催の取締役会において自己株式の取得にかかる事項を決議し、2019年7月12日に取得を完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月17日

株式会社メディカルネット

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 哲 

業務執行社員 公認会計士 中村憲一 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディカルネットの2018年6月1日から2019年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表9.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年7月11日開催の取締役会において自己株式の取得にかかる事項を決議し、2019年7月12日に取得を完了している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持しつつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月23日

株式会社メディカルネット 監査役会

常勤監査役	中 西 弘 幸	印
社外監査役	中 村 泰 正	印
社外監査役	高 敏 晴	印

以上